

第百七十一回国
参議院内閣委員会會議録第八号

平成二十一年六月十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十四日
辞任
丸山 和也君
補欠選任
鈴木 政二君

五月十四日
辞任
鴻池 祥肇君
補欠選任
浅野 勝人君

六月一日
辞任
森 ゆうこ君
補欠選任
喜納 昌吉君

六月二日
辞任
喜納 昌吉君
補欠選任
森 ゆうこ君

六月三日
辞任
藤田 幸久君
補欠選任
徳永 久志君

六月四日
辞任
藤田 幸久君
補欠選任
徳永 久志君

六月五日
辞任
徳永 久志君
補欠選任
風間 直樹君

六月八日
辞任
風間 直樹君
補欠選任
徳永 久志君

六月九日
辞任
藤原 良信君
補欠選任
牧山ひろえ君

六月十日
辞任
牧山ひろえ君
補欠選任
藤原 良信君

辞任
徳永 久志君
補欠選任
前田 武志君

六月十一日
藤原 良信君
補欠選任
藤原 良信君

六月十五日
前田 武志君
補欠選任
徳永 久志君

芝 博一君
補欠選任
外山 斎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
愛知 治郎君
松井 孝治君
柳澤 光美君
岡田 広君
中川 義雄君

委員
工藤堅太郎君
自見庄三郎君
島田智哉子君
外山 斎君
徳永 久志君
藤本 祐司君
藤原 良信君
森 ゆうこ君

衆議院議員
修正案提出者

国務大臣
上川 陽子君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣(地方分権改革))
佐藤 勉君

副大臣
内閣府副大臣
増原 義剛君
事務局側
常任委員会専門員
小林 秀行君

本日の會議に付した案件
○公文書等の管理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(愛知治郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る四月二十四日、丸山和也君が委員を辞任され、その補欠として鈴木政二君が選任されました。

また、去る五月十四日、鴻池祥肇君が委員を辞任され、その補欠として浅野勝人君が選任されました。

また、昨十五日、芝博一君が委員を辞任され、その補欠として外山斎君が選任されました。

○委員長(愛知治郎君) この際、佐藤国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤国務大臣。

○国務大臣(佐藤勉君) おはようございます。
この度、地方分権改革を担当する内閣府特命担当大臣、地方再生、道州制担当大臣を拝命いたしましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

地方の元気を回復することは、麻生内閣の最重要課題です。このため、地方再生戦略に基づき、

地域の人材力強化を柱としながら、地域の成長力強化、生活基盤の確保などに取り組んでまいります。また、地方財政を支援するため、平成二十一年度補正予算に盛り込まれた地域活性化・経済危機対策臨時交付金一兆円、地域活性化・公共投資臨時交付金一・四兆円の円滑な実施に努めてまいります。

加えて、我が国の経済成長を支える都市について、低炭素社会の実現に向け、環境モデル都市等の取組に推進してまいります。

このように、地方と都市の共生の考え方の下、都市再生、構造改革特区、地域再生及び中心市街地活性化の推進を含め、政府一体となって地域活性化に向けた取組を応援してまいります。

地方分権改革は、麻生内閣の最重要課題です。活力のある地方をつくり出すためには、地方自治体に一層の権限と責任の移譲を行い、地方が自ら考えて地域の経営に当たることができるようになることが必要です。

現在、地方分権改革推進委員会において、地方自治体に対する義務付け、枠付けの見直し、地方税財政、地方行政体制等について精力的に調査審議が行われているところであり、政府を挙げてこれに協力してまいります。

出先機関の見直しを始めとして、既に委員会から勧告が出された事項については、地方分権改革推進要綱や出先機関改革に係る工程表などの政府の既定の方針に沿って、年内の地方分権改革推進計画の策定と年度内の新分権一括法案の提出に向け、作業を一層加速してまいります。

道州制については、まず地方自治体の権限と責任で地域の経営を行えるよう地方分権を進め、最終的には、地域主権型道州制を目指します。

現在、道州制ビジョン懇談会で議論を行っており、この後に道州制基本法の制定に向けて、内閣

に検討機関を設置し、作業を進めてまいります。
以上、取組を全力で推進してまいります所存です。
で、愛知委員長を始め、理事、委員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○委員長（愛知治郎君） 佐藤内閣大臣は御退席いたしまして結構です。

○委員長（愛知治郎君） 公文書等の管理に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。小淵内閣大臣。

○内閣大臣（小淵優子君） 公文書等の管理に関する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

国民の貴重な知的資源である公文書を適切に管理し、後世に伝えていくことは、国の重要な責務であります。

しかしながら、昨今、行政機関において不適切な文書管理事案が発生するなど、公文書管理の状況は、国民の国に対する信頼を失わせるものがあります。

国の重要な責務を果たし、不適切事案の再発を防止するためには、文書管理法を確立することにより国民の期待にこたえ得る公文書管理システムを構築する必要があります。このため、この法律案を提出いたしました次第です。

この法律案の概要は、統一的な、行政文書のライフサイクルを通じた管理ルールや歴史公文書等の保存及び利用のルールを規定するとともに、その適切な運用を図るため、公文書管理委員会の設置、内閣総理大臣による改善勧告などについて定めるものです。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第ですが、衆議院において修正が行われております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（愛知治郎君） この際、本案の衆議院に

おける修正部分について、修正案提出者衆議院議員上川陽子君から説明を聴取いたします。衆議院議員上川陽子君。

○衆議院議員（上川陽子君） ただいま議題となりました公文書等の管理に関する法律案の衆議院における修正部分につきまして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本修正は、衆議院内閣委員会における議論を踏まえ、国民の期待にこたえ得るより良い公文書管理の法制度を実現するため、与野党を通じた立法院の意思をもって政府提出の法律案を修正しようとするもので、与野党において協議を行い、取りまとめたものであります。

その主な内容は、第一に、目的に、「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」を明記することとしております。

第二に、行政機関の職員は、この法律の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、法令の制定又は改廃及びその経緯その他の事項について、文書を作成しなければならぬこととしております。

第三に、行政機関の長は、行政文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、国立公文書館等への移管の措置をとるか、廃棄の措置をとるかを定めなければならないこととしております。

第四に、行政機関の長は、その保存する行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならないこととしております。

第五に、行政文書ファイル管理簿及び法人文書ファイル管理簿の公表に関する措置は、公文書等の管理に関する法律において定めることとしております。

第六に、行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないこととするともに、内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができることとしております。

第七に、内閣総理大臣は、行政文書管理規則又は利用等規則の制定又は変更について同意をしようとするときは、公文書管理委員会に諮問しなければならないこととしております。

第八に、行政機関の長及び独立行政法人等は、それぞれ、当該行政機関又は当該独立行政法人等の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うこととする。

第九に、行政機関の長及び独立行政法人等は、統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合において、見直し後における行政文書等の適正な管理のための措置を講じなければならないこととしております。

第十に、附則に行政文書及び法人文書の範囲その他の事項に係る検討事項を規定することとしております。

以上が、公文書等の管理に関する法律案の衆議院における修正部分の趣旨及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（愛知治郎君） 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

た。
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午前十時十分散会

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、中小企業特命担当大臣の設置に関する請願（第一七五二号）（第一七七八号）

第一七五二号 平成二十一年四月十三日受理
中小企業特命担当大臣の設置に関する請願
請願者 宮城県名取市増田字後島四一一 守屋正男 外四百二十八名
紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第一七七八号 平成二十一年四月十五日受理
中小企業特命担当大臣の設置に関する請願
請願者 仙台市宮城野区岩切三所北一〇二ノ六 石川温 外百九十一名
紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

五月十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、中小企業特命担当大臣の設置に関する請願（第一九三三号）

第一九三三号 平成二十一年四月二十七日受理
中小企業特命担当大臣の設置に関する請願
請願者 宮城県本吉郡南三陸町歌津字伊里 前二三五ノ一 山内学治 外八十八名
紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業特命担当大臣の設置に関する請願
(第一九八八号)

第一九八八号 平成二十一年五月十二日受理
中小企業特命担当大臣の設置に関する請願

請願者 宮城県大崎市松山千石字極楽橋四

七 平野しのぶ 外二九名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、政府広報テレビの開設に関する請願(第二
一一七号(第二二五七号))

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関
する法律案の早期成立に関する請願(第二三
三三三号)

第二一一七号 平成二十一年五月十八日受理
政府広報テレビの開設に関する請願

請願者 福岡県行橋市今井三、七、一三ノ一
小坪幸一 外二百十七名

紹介議員 大江 康弘君

NHKを含むマスコミの報道では、政府の記者
会見の内容は必ずしもすべて伝わらず、国民の知
る権利が保障されていない。是正として政府広報
テレビの開設を求める。(一)各社営利企業のため
め、スポンサーの意向などにより事象の取扱いが
異なり、政府として発信された公式の発表が、偏
向されて国民に伝達され、民間企業に依存する形
でしか国民は政府からの見解を知ることができな
い。(二)民放各社が企業であり、放送時間の制約
がある。多様な勤務形態がある現在、ライフスタ
イルも様々であり、情報を求めても多くの国民は
手段が存在しない。(三)時間枠の制限から、重要
な会見も一部しか報道されず、政府の見解が断片
的に伝わり、仮に、恣意的な編集が行われれば、
政府見解をねじ曲げ、印象操作すら可能である。

(四)インターネットを使い首相官邸サイトや官公

庁サイトから、自由に情報入手できるが、イン
ターネットが苦手な人、パソコンを持っていない
人には不可能であり、世代、スキル、経済状況に
よって情報格差がある。(五)政府広報チャンネル
があれば、緊急情報も常に流せるようになり、
業種によらず、時間の制約を受けず、「このチャ
ネルに合わせれば、公式の政府発表を知ること
ができる」という状況にないことは、生命にかか
わる問題である。

ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、首相官邸の記者会見、国際会議などでの演
説、官公庁からの公式記者会見など、日本政府
広報内容(災害時には緊急放送)を、完全に最初
から最後まで加工しない形で繰り返し放映する
無料地上波政府広報テレビの開設をすること。
1 日本政府から日本国民への発信情報である
こと。
2 一三三時間程度の同一内容を二四時間放送
し続けること。
3 公費で賄い、国民が無料で利用できるこ
と。簡便に情報入手できるように、地上波で
あること。
4 可能な限り、加工(削除・短縮)を行わず、
忠実であること。
5 印象操作につながりかねないため、余計な
解釈・専門家による解説などを含まないこ
と。

第二二五七号 平成二十一年五月二十日受理
政府広報テレビの開設に関する請願

請願者 福岡県行橋市今井三、七、一三ノ一
小坪幸美 外二百十七名

紹介議員 松下 新平君

この請願の趣旨は、第二一一七号と同じである。

第二三三三号 平成二十一年五月二十日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
律案の早期成立に関する請願

請願者 札幌市中央区南六条西二五ノ二ノ
二五 葛真 外百七十九名

紹介議員 紙 智子君

次の事項について実現を図られたい。

一、かねてたびたび国会に提出されてきた「戦時
性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律
案」を早々に審議し、成立させること。

理由

慰安婦問題は、紛れもなく日本軍の性侵略で
あった。被害女性たちや支援団体は日本政府の公
式謝罪と賠償を要求している。国連人権委員会の
特別報告者の報告を始め、国際社会は日本の対処
害を注目している。第二次大戦下に日本軍による被
害を受けた人々のうち、強姦は殺人に次ぐ人権侵
害であるとの観点に立ち、慰安婦、強姦犠牲者に
早急に謝罪と賠償を行うため、「戦時性的強制被害
者問題の解決の促進に関する法律案」の早期成
立を求める。

五月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定
に関する請願(第二四三九号)

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関
する法律案の早期成立に関する請願(第二四
四〇号)(第二四六〇号)

第二四三九号 平成二十一年五月二十二日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関す
る請願

請願者 静岡市葵区長沼二ノ二ノ一四ノ三
〇二 金長千絵 外三百三十一名

紹介議員 福島みずほ君

政府は戦時慰安婦問題については決着済みとし
て法的責任を拒否し続けている。しかし、多くの
被害者及び被害国政府はこのような態度を受け入
れていない。政府が道義的責任を果たすとして始
めた「女性のためのアジア平和国民基金」は、韓
国、フィリピン、中国、台湾、北朝鮮など多数の

被害女性の尊厳を回復するものではなく、多くの
関係者に拒否されたまま償い金事業は終了、基金
は二〇〇六年度をもって解散した。慰安婦裁判は
次々と敗訴し、被害者の救済と名誉回復のめどは
立っていない。野党が共同で「戦時性的強制被害
者問題解決促進法案」を提出しているが、成立に
至っていない。政府は、国連人権委員会・理事
会、国連人権規約委員会、ILOから再三、慰安
婦問題の解決を促す勧告を受け、二〇〇三年には
国連女性差別撤廃委員会からも最終的解決への努
力を勧告された。二〇〇七年には、アメリカ、オ
ランダ、カナダ、EU議会でも、日本軍による性
奴隷制の強制を公式に認め、謝罪し、歴史的責任
を受け入れるべきであるという趣旨の決議が採択
されている。政府がこうした国際世論にこたえ
ず、責任ある対応を拒否し続け、侵略戦争によっ
て人間の尊厳と女性の人権を極限まで踏みにじっ
た慰安婦問題を放置したままでは、アジアや世界
において諸国民との信頼を築き、名誉ある地位を
占めることを目指す日本国憲法の精神を達成する
ことはできない。慰安婦問題解決のための法律制
定により公式謝罪、補償など最終的解決を行い、次
世代への正しい歴史教育を行うことは、国際的責
務である。

ついては、次の事項について実現を図られた
い。
一、法律制定により「戦時慰安婦」問題の最終的解
決を行うこと。

第二四四〇号 平成二十一年五月二十二日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
律案の早期成立に関する請願

請願者 神奈川県綾瀬市深谷中四ノ一三ノ
二 佐久間正年 外百七十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第二四六〇号 平成二十一年五月二十五日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都港区虎ノ門一ノ二〇ノ一五

紹介議員 松下喜代子 外百七十九名

紹介議員 円より子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

六月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定
に関する請願(第二四八七号)(第二四八八号)

(第二四八九号)(第二四九〇号)(第二四九一
号)(第二四九二号)(第二四九三号)

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関
する法律案の早期成立に関する請願(第二五
五九号)

一、戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定
に関する請願(第二五六〇号)

第二四八七号 平成二十一年五月二十六日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関
する請願

請願者 静岡市葵区川合三ノ二四ノ一 篠
崎勇 外二百四十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二四三九号と同じである。

第二四八八号 平成二十一年五月二十六日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関
する請願

請願者 京都府長岡京市下海印寺横山五二
ノ一ノBノ三〇三 向井育子 外
二百四十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二四三九号と同じである。

第二四八九号 平成二十一年五月二十六日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関
する請願

請願者 北海道山越郡長万部町字栄原一四

この請願の趣旨は、第二四三九号と同じである。

三ノ一 富田敬人 外二百四十四

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二四三九号と同じである。

第二四九〇号 平成二十一年五月二十六日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関
する請願

請願者 東京都豊島区東池袋一ノ一八ノ一
関明子 外二百四十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二四三九号と同じである。

第二四九一号 平成二十一年五月二十六日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関
する請願

請願者 青森県五所川原市字雛田一六二ノ
四四 菊地悦子 外二百四十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二四三九号と同じである。

第二四九二号 平成二十一年五月二十六日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関
する請願

請願者 香川県坂出市御供所町一ノ一ノ二
入江彰一 外二百四十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二四三九号と同じである。

第二四九三号 平成二十一年五月二十六日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関
する請願

請願者 神戸市東灘区鴨子ヶ原二ノ三ノ四
五ノ二〇四 木下陽子 外二百四
十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二四三九号と同じである。

第二五五九号 平成二十一年五月二十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
律案の早期成立に関する請願

請願者 鳥取県米子市中島一ノ一九ノ三〇

紹介議員 岸田裕子 外百七十九名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第二五六〇号 平成二十一年五月二十七日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関
する請願

請願者 高知市丸ノ内二ノ一ノ一〇 北岡
照子 外百七十七名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第二四三九号と同じである。

六月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公文書等の管理に関する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

公文書等の管理に関する法律案

公文書等の管理に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 行政文書の管理(第四条―第十条)

第一節 文書の作成(第四条)

第二節 行政文書の整理等(第五条―第十条)

第三章 法人文書の管理(第十一条―第十三条)

第四章 歴史公文書等の保存、利用等(第十四
条―第二十七条)

第五章 公文書管理委員会(第二十八条―第三
十条)

第六章 雑則(第三十一条―第三十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、
○国及び独立行政法人等の諸活動や
歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を
り、公文書等の管理に関する基本的事項を定め

支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的
ること等により、行政文書等の適正な管理、歴
に利用し得るものであることにかんがみ、
史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、
もって行政が適正かつ効率的に運営されるよう
にするとともに、国及び独立行政法人等の有す
るその諸活動を現在及び将来の国民に説明する
責務が全うされるようにすることを目的とす
る。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に
掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関
(内閣府を除く)及び内閣の所轄の下に置か
れる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成
十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及
び第二項に規定する機関(これらの機関のう
ち第四号の政令で定める機関が置かれる機関
にあつては、当該政令で定める機関を除く)。

三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二
十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の
政令で定める機関が置かれる機関にあつて
は、当該政令で定める機関を除く)。

四 内閣府設置法第三十九條及び第五十五條並
びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第
十六條第二項の機関並びに内閣府設置法第四
十條及び第五十六條(宮内庁法第十八條第一
項において準用する場合を含む)の特別の機
関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八條の二の施設等機関及
び同法第八條の三の特別の機関で、政令で定
めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独
立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第
二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第
一に掲げる法人をいう。

3 この法律において「国立公文書館等」とは、次

に掲げる施設をいう。

一 独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)の設置する公文書館

二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であつて、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。第十九条を除き、以下同じ。)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

5 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

一 第八条第一項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

二 第十一条第三項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

三 第十四条第四項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの

四 法人その他の団体(国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。)又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

8 この法律において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政文書

二 法人文書

三 特定歴史公文書等

(他の法令との関係)

第三条 公文書等の管理については、他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 行政文書の管理

第一節 文書の作成

(作成)

第四条 行政機関の職員は、○当該行政機関の意思を決定し、○に定める過程を経て、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

文書を作成しなければならない。

一 法令の制定又は改廃及びその経緯

二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議(これらに準ずるものを含む。)の決定又は了解及びその経緯

三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五 職員の人事に関する事項

第二節 行政文書の整理等

(整理)

第五条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物(以下「行政文書ファイル」という。)にまとめなければならない。

3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 行政機関の長は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書(以下「行政文書ファイル等」という。)について、保存期間延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。の満了前にあらかじめ、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立

公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

第六条 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、行政機関の長は、当該行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

(行政文書ファイル管理簿)

第七条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。))第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「行政文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(移管又は廃棄)

第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関(会計検査院を除く。以下この項、第四項、次条第三項、第十条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。)の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファ

イル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、

第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

4 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらなければならない。

(管理状況の報告等)

第九条 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関(会計検査院を除く。次条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。)の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

(行政文書管理規則)

第十条 行政機関の長は、行政文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め(以下「行政文書管理規則」という。)を設け

なければならない。

2 行政文書管理規則には、行政文書に関する次の掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 作成に関する事項
- 二 整理に関する事項
- 三 保存に関する事項
- 四 行政文書ファイル管理簿に関する事項
- 五 移管又は廃棄に関する事項
- 六 管理状況の報告に関する事項
- 七 その他政令で定める事項

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第三章 法人文書の管理

(法人文書の管理に関する原則)

第十一条 独立行政法人等は、第四条から第六条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。

2 独立行政法人等は、法人文書ファイル等(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。)の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「法人文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。

い。

3 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

3 4 独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。

4 5 独立行政法人等は、前項の規定により国立公文書館等に移管する法人文書ファイル等について、第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第十二条 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(法人文書管理規則)

第十三条 独立行政法人等は、法人文書の管理が前二条の規定に基づき適正に行われることを確保するため、第十条第二項の規定を参酌して、法人文書の管理に関する定め(以下「法人文書管理規則」という。)を設けなければならない。

2 独立行政法人等は、法人文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第四章 歴史公文書等の保存、利用等

(行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管)

歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 国立公文書館等の長(国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあってはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあってはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。)は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 国立公文書館等の長は、政令で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管

又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならぬ。

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
イ 行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ 行政機関情報公開法第五条第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報
ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがある

と認め、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある

と認め、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

合
イ 独立行政法人等情報公開法第五条第一号に掲げる情報
ロ 独立行政法人等情報公開法第五条第二号に掲げる情報

又は第四号イからハまで若しくはトに掲げる情報

三 当該特定歴史公文書等が国の機関(行政機関を除く)から移管されたものであつて、当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合

四 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであつて、当該期間が経過していない場合
五 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原本が現に使用されている場合

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求(以下「利用請求」という。)に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第二項又は第十一項第四項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であつても、同項第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)
第十七条 国立公文書館等の長は、前条第一項第一号イ及び第二号イの規定にかかわらず、これらの規定に掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があつた場合において、政令で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があつたときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につきこれらの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第十八条 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求をした者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、国立公文書館等の長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 国立公文書館等の長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が行政機関情報公開法第五条第一号ロ若しくは第二号ただし書に規定する情報又は独立行政法人等情報公開法第五条第一号ロ若しくは第二号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等であつて第十六条第一項第一号ハ又はニに該当するものとして第八条第二項の規定により意見を

付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 国立公文書館等の長は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。

この場合において、国立公文書館等の長は、その決定後直ちに、当該意見書(第二十一条第二項第二号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法)
第十九条 国立公文書館等の長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(手数料)
第二十条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、できる限り利用しやすい額とするよう配慮して、国立公文書館等の長が定めるものとする。

る。

(異議申立て及び公文書管理委員会への諮問)

第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てをすることが出来る。

2 前項の異議申立てがあつたときは、当該異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

(独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用)

第二十二條 独立行政法人等情報公開法第十九条及び第二十条並びに情報公開・個人情報保護審査会設置法平成十五年法律第六十号)第九條から第十六條までの規定は、前條の規定による異議申立てについて準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九條中「前條第二項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。第二十一條第二項)と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五條第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同條第二号中「開示請求者」開示請求者が」とあるのは「利用請求(公文書管理法第十六條第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ)をした者(利用請求をした者が」と、同條第三号中「開示決定等」について「反対意見書」とあるのは「利用請求に対する処分について公文書管理法第十八條第四項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第二十條中

「第十四條第三項」とあるのは「公文書管理法第十八條第四項」と、同條第一号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同條第二号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「法人文書を開示する」とあるのは「特定歴史公文書等(公文書管理法第二條第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下この号において同じ)を利用させる」と、「法人文書の開示」とあるのは「特定歴史公文書等を利用させること」と、情報公開・個人情報保護審査会設置法第九條から第十六條までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第九條第一項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁(公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。第二十一條第二項の規定により諮問をした公文書管理法第十五條第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下この条において同じ。))と、「行政文書等又は保有個人情報等の提示」とあるのは「特定歴史公文書等(公文書管理法第二條第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。))の提示」と、「行政文書等又は保有個人情報の開示」とあるのは「特定歴史公文書等の開示」と、同條第三項中「行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」とあるのは「特定歴史公文書等に記録されている情報」と、同條第四項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十條から第十三條までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十條及び第十六條中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、同法第十二條中「行政文書等又は保有個人情報」とあるのは「特定歴史公文書等」と読み替えるものとする。

(利用の促進)

第二十三條 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等(第十六條の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他

の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(移管元行政機関等による利用の特例)

第二十四條 特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等が国立公文書館等の長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第十六條第一項第一号又は第二号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第二十五條 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる。

(保存及び利用の状況の報告等)

第二十六條 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(利用等規則)

第二十七條 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄が第十五條から第二十條まで及び第二十三條から前條までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め(以下「利用等規則」という。)を設けなければならない。

2 利用等規則には、特定歴史公文書等に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 保存に関する事項

二 第二十條に規定する手数料その他一般の利用に関する事項

三 特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等による当該特定歴史公文書等の利用に関する事項

四 廃棄に関する事項

五 保存及び利用の状況の報告に関する事項

3 国立公文書館等の長は、利用等規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 国立公文書館等の長は、利用等規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第五章 公文書管理委員会

(委員会の設置)

第二十八條 内閣府に、公文書管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 委員会の委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 この法律に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(委員会への諮問)

第二十九條 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 第二條第一項第四号若しくは第五号、第三項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三号若しくは第四号、第四條、第五條第一項若しくは第三項から第五項まで、第七條、第十條第二項第七号、第十一條第二項若しくは第三項、第十五條第四項、第十七條、第十八條第一項から第三項まで、第十九條又は第二十條第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第二十五條の規定による同意をしようとするとき。

三 第三十一條の規定による勧告をしようとするとき。

(資料の提出等の求め)

第三十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係行政機関の長又は国立公文書館等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第六章 雑則

(内閣総理大臣の勸告)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勸告をし、当該勸告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

(研修)

第三十二条 行政機関の長及び独立行政法人等は、それぞれ、当該行政機関又は当該独立行政法人等の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理のための措置)

第三十三条 行政機関の長は、当該行政機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する行政文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 独立行政法人等は、当該独立行政法人等について民営化等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する法人文書について、民営化等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体の文書管理)

第三十二条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第五章(第二十九条第二号及び第三号を除く。)の規定、附則第十条中内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定及び附則第十一条第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第九条の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(特定歴史公文書等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に国立公文書館等が保存する歴史公文書等については、特定歴史公文書等とみなす。

(行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に次条の規定による改正前の国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号 第十五条第一項の規定に基づく協議による国の機関(行政機関を除く。)と内閣総理大臣との定めは、第十四条第一項の規定に基づく協議による定めとみなす。

(国立公文書館法の一部改正)

第四条 国立公文書館法の一部を次のように改正する。

第三章 国の機関の保管に係る公文書等の利用(第十六条)

「附則」に改める。

第一条中「公文書館法(昭和六十二年法律第十五号)」を「公文書館法(昭和六十二年法律第十五号)及び公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第 号)」に、「業務の範囲、国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置等」を「業務の範囲等に関する事項」に、「独立行政法人国立公文書館又は国の機関

の保管に係る歴史資料として重要な公文書等」を「歴史公文書等」に改める。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「歴史公文書等」とは、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。

2 この法律において「特定歴史公文書等」とは、公文書等の管理に関する法律第二条第七項に規定する特定歴史公文書等のうち、独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)の設置する公文書館に移管され、又は寄贈され、若しくは寄託されたものをいう。

第四条中「独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)」を「国立公文書館」に、「第十五条第四項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等」を「特定歴史公文書等」に、「国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等」を「歴史公文書等」に改める。

第七条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地又は建物その他の土地の定着物(第五項において「土地等」という。)を出資の目的として、国立公文書館に追加して出資することができる。

第七条に次の二項を加える。

5 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条を次のように改める。

(業務の範囲)
第十一条 国立公文書館は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。

二 行政機関(公文書等の管理に関する法律第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)からの委託を受けて、行政文書(同法第五条第五項の規定により移管の措置をとるべきことが定められているものに限る。)の保存を行うこと。

三 歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。

五 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。

六 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国立公文書館は、前項の業務のほか、公文書等の管理に関する法律第九条第四項の規定による報告若しくは資料の徴収又は実地調査を行う。

3 国立公文書館は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 内閣総理大臣からの委託を受けて、公文書館法第七条に規定する技術上の指導又は助言を行うこと。

二 行政機関からの委託を受けて、行政文書(公文書等の管理に関する法律第五条第五項の規定により移管又は廃棄の措置をとるべきことが定められているものを除く。)の保存を行うこと。

第三章及び第四章を削る。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第五条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。
目次中「第二十七条」を「第二十六条」に改め

る。

第一条第二項第二号中「公文書館」を「研究所」に、「機関」を「施設」に改め、「もの」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

第二十二條を削る。

第二十三條第二項を同条第三項とし、同条第一項中「できるような」の下に、「前項に規定する法律第七條第二項、第四章中同條を第二十二條とし、ものほか」を加え、同項を同条第一項とし、第二十四條から第二十七條までを一條ずつ繰り上げる。

行政機関の長は、公文書等の管理に関する法律第七條に規定する行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

第四章中第二十三條を第二十二條とし、第二十四條から第二十七條までを一條ずつ繰り上げる。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第六条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六條」を「第二十五條」に改める。

第二条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「公文書館」を「博物館」に改め、「もの」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二条第七項に規定

する特定歴史公文書等

第二十三條を削る。

第二十四條第二項を同条第三項とし、同条第一項中「できるような」の下に、「前項に規定する法律第十一條第三項、第五章中同條を第二十三條とし、ものほか」を加え、同項を同条第二項とし、第二十五條を第二十四條とし、第二十六條を第二十五條とし、同条に第一項として次の一項を加える。

独立行政法人等は、公文書等の管理に関する法律第十一條第一項に規定する法人文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

第五章中第二十四條を第二十三條とし、第二十五條を第二十四條とし、第二十六條を第二十五條とする。

（刑事訴訟法の一部改正）

第七条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三條の二に次の二項を加える。

訴訟に関する書類については、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二章の規定は、適用しない。この場合において、訴訟に関する書類についての同法第四章の規定の適用については、同法第十四條第一項中「国の機関行政機関を除く。以下この条において同じ。」とあり、及び同法第十六條第一項第三号中「国の機関（行政機関を除く。）」とあるのは、「国の機関」とする。

押収物については、公文書等の管理に関する法律の規定は、適用しない。

（独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律の一部改正）

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の

一部を次のように改正する。

第二条第三項中「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第九条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第七條」を「第七條の二」に改める。

第三章第一節に次の一條を加える。

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第七條の二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十八條第四項中「第二十一條第二項第二号」を「第二十一條第四項第二号」に改める。

第二十一條及び第二十二條を次のように改める。

（審査請求及び公文書管理委員会への諮問）

第二十一條 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、審査請求をすることができる。

2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十一年法律第 号）第八條、第十六條、第二十三條、第二章第三節及び第四節並びに第四十九條第二項の規定は、適用しない。

3 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十條第二項中「第八條第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四條の規定により審査請求がされた行政庁（第十三條の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）と、同法第十二條第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」

と、同法第二十四條第七項中「あつたとき、又は審理員から第三十九條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十三條中「行政不服審査会等」とあるのは「公文書管理委員会」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））あつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第四十九條第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審査会等」とあるのは「公文書管理委員会」とする。

4 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があつたときは、国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第二十二條 独立行政法人等情報公開法第十九條第二項、第二十條及び第二十條の二第二項から第五項までの規定並びに行政不服審査法第四章第一節第二款の規定は、前条第一項の規定による審査請求について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九條第二項中「前項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）（第二十一條第四項）と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五條第一項に規定する国立公

文書館等の長」と、同項第二号中「開示請求者開示請求者」とあるのは「利用請求（公文書管理法第六十六条第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が」と、同項第三号中「法人文書の開示について反対意見書」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の利用について公文書管理法第十八条第四項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第二十条中「第十四条第三項」とあるのは「公文書管理法第十八条第四項」と、同条第一号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第二号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「開示請求」とあるのは「利用請求」と、「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、「開示する旨」とあるのは「利用させる旨」と、「の開示」とあるのは「利用させること」と、独立行政法人等情報公開法第二十条の二第一項から第五項までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同条第一項及び第三項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同条第五項中「次項」とあるのは「公文書管理法第二十一条」と、「会長若しくは委員」とあるのは「委員」と、行政不服審査法第六十六条中「審査会は、必要があると認める場合には」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十二條において読み替えて準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十条の二第一項前段及び第三項に定めるもののほか、公文書管理委員会は」と、「第四十二條第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁」とあるのは「公文書管理法第二十一条第四項の規定により公文書管理委員会に諮問をした公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館

等の長」と、同法第六十七条から第七十一条までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第六十九条中「会長又は委員に、第六十六条」とあるのは「委員に、公文書管理法第二十二條において読み替えて準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十条の二第一項前段の規定により提示された公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等を閲覧させ、公文書管理法第二十二條において読み替えて準用する第六十六条」と、「第六十七条第一項本文」とあるのは「公文書管理法第二十二條において読み替えて準用する第六十七条第一項本文」と読み替えるものとする。

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八十條の規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の公布の日（以下「遅い日」という。）

二 第七條の二の規定 公文書等の管理に関する法律の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

（内閣府設置法の一部改正）

第十条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三十九號の次に次の一号を加える。

三十九の二 公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二條第八項に規定するものをいう。）の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第四条第三項第四十一號中「前号」を「前二號」に、「歴史資料」として重要な公文書その他の記録を「公文書等の管理に関する法律第二條第六項に規定する歴史公文書等」に改める。

第三十七条第二項の表中

中央障害者施策推進協議会

障害者基本法

を

公文
中央

書管理委員会

公文書等の管理に関する法律

障害者施策推進協議会

障害者基本法

に改める。

（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十一条 この法律の施行の日が消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の前日である場合には、前条のうち、内閣府設置法第四

第三項第三十九号の次に一号を加える改正規定中「第四條第三項第三十九号」とあるのは「第四條第三項第四十一号」と、「三十九の二」とあるのは「四十一の二」と、同項第四十一号の改正規定中「第四條第三項第四十一号」とあるのは「第四條第三項第四十三号」とする。

2 前項に規定する場合において、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第二条のうち内閣府設置法第四條第三項の改正規定中「同項第四十号から第四十三号までを二号ずつ繰り上げ」とあるのは、「同項第四十号を同項第三十八号とし、同項第四十一号を同項第三十九号とし、同項第四十一号の二を同項第三十九号の二とし、同項第四十二号を同項第四十号とし、同項第四十三号を同項第四十一号」とし、同項第四十三号を同項第四十一号」とする。

別表第一（第二条関係）

名 称

根 拠 法

沖縄振興開発金融公庫

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）

株式会社日本政策金融公庫

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）

関西国際空港株式会社

関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）

国立大学法人

国立大学法人法（平成十五年法律百二十三号）

大学共同利用機関法人

国立大学法人法

日本銀行

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）

日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第九号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第一百五十六号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

別表第二(第一条関係)

関西国際空港株式会社	一 関西国際空港及び関西国際空港株式会社法(以下この項において「株式会社法」という。第六条第一項第二号に規定する施設の設置(これらの建設に係るものを除く。)及び管理の事業に係る業務 二 株式会社法第六条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第四号に規定する施設の管理の事業に係る業務 三 前二号に規定する事業に附帯する事業に係る業務 四 前三号に規定する事業に係る株式会社法第六条第一項第六号に掲げる事業に係る業務 五 株式会社法第六条第二項に規定する事業に係る業務
日本私立学校振興・共済事業団	一 日本私立学校振興・共済事業団法(以下この項において「事業団法」という。第二十三条第一項第六号から第八号までに掲げる業務 二 事業団法第二十三条第二項に規定する業務 三 事業団法第二十三条第三項第一号及び第二号に掲げる業務

第二号中正誤
ページ 段 行 誤 正
六 四 終わり 四 九 いずれに いずれの
六 四 九 民政 民生